

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7
TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2013. 3

税制改正

<その1>

平成25年度自民党税制改正大綱に、身近な改正として、印紙税の改正があります。
平成26年4月からの改正ですから、1年先になります。



改正内容は、領収書の非課税の範囲を、領収書記載の金額が、現行30,000円未満を50,000円未満までに引き上げるというものです。

ささやかな改正ですが、結構、料理飲食、小売業者には恩恵が大きいのではないのでしょうか。また、レジで精算の際、30,000円以上になったことからと係りの人が印紙を貼付する時間は、待つ顧客側にも長く感じる場所があります。よい改正だと思います。

さて、ネットで売買する場合は、「注文承りました。」や「領収しました。」との案内もネット上の通信記録でしかありませんから、たとえ打ち出しをしてもコピーに過ぎないとして、印紙税の対象とはなりません。

これは、ファックスによる場合もそうです。

印紙税は、領収した事実を示す証拠書類、契約が成立したことを示す証拠書類を相手に渡す際に貼付するもので、そのコピーには貼付する必要がないからです。手元の原本についても、相手に渡っているわけではありませので貼付する必要はありません。

また、領収書や契約書に「消費税額〇〇円を含む」と書いてあれば、消費税控除後の金額で貼付する印紙の額が決定されますが、それが記載されていないと、消費税を含んだ金額で貼付すべき印紙税の金額を決定することとなります。なお、「消費税を含む」との記載ではダメとされています。理由は、消費税は5%とは限らないからです。今後の8%、10%になることを考えれば、納得していただけたらと思います。

では、「消費税5%を含む」と書いてあればよいのでしょうか。領収した金額には、非課税商品も軽減税率商品も含まれるかもしれません。やはり、「消費税〇〇円を含む」と書くとよいと思います。

さらに、前の「みずの通信」にも書きましたが、「でんさい」という手形の電子版（ファクタリングとは違います）が今年から運用されます。

この方法によれば手形を発行しなくなりますから、手形に印紙を貼付する必要はなくなりますし、手形を受け取ったとしての領収書を発行することがなくなりますので、領収書の印紙も必要なくなります。

<その2>

祖父母から、孫の教育費として贈与した場合は、1500万円まで非課税とする改正案が話題をよんでいます。

孫が5人いれば、5人×1500万円＝7500万円までが、相続財産からはずすことができると思われるからです。

しかしながらその内容は、なかなか使い勝手がよいとはいえないものとなっています。

一つは、信託銀行等にそのお金を信託することになります。そして支払いの都度、



その証明書を付けて信託銀行等から引き出すこととなります。

もう一つは、その孫が30歳になるまでに使い切れなかったその預金は、そのとき贈与があったものとして贈与税が課税されます。

つまり、1500万円信託したが、30歳になるまでに事情により500万円しか教育費として引き出せなかったら、1000万円について贈与税がかかることとなります。231万円の贈与税になります。

よってこの制度は、孫が若いうちに一気に贈与することを想定しているのではなく、事情が変わるつど、ある程度ずつ贈与していくというやり方になると思います。

もともと贈与税には、扶養義務者が教育費、生活費のために金銭を贈与する場合は、贈与税は非課税とするとの規定があります。

扶養義務者とは、民法上、父母のみならず祖父母等も含みますし、父母が扶養義務を果たさない場合にのみ祖父母に扶養義務が生じるわけではなく、父母が扶養義務を果たしていても、祖父母にも扶養義務があるとされています。

ですから、実務上、教育や生活のために、その都度、支払われる金銭については、贈与税を課さないとされています。典型的な例としては、授業料等を直接、学校に振込んでやることを言います。

以上より、今回の改正は、納税者のためと言うよりは、税務署のための改正と思われます。

税務署は、いままでは教育費に使われたことを当事者たちの証言の信憑性を多方面から検討して是非を判断するしかなかったのを、信託銀行等が証明してくれる制度ができるのです。

ですから、証明手段がないことを税務署は仕方がないと思っていましたが、これからは、この信託制度の利用普及を求め、この信託制度を利用しなかったことによる不透明さは、従来より厳しく追求することになるでしょう。

この制度が制定されると、信託銀行等の猛烈な囲い込み競争も開始するものと思われます。また騒がしくなります。

<その3>

法人の借入金の連帯保証人として個人を認めないとする民法の改正作業が進められているということです。経営者については例外とするそうですが、その場合でも、保証債務の履行においては一部免責を認めるものとなりそうです。

そうすると、日本の中小企業と銀行の関係は一変することになります。

事業に失敗しても、代表者が破産しなくてはならないということはなくなるかもしれません。もともと、融資もそれだけ受けにくくなるかもしれません。

たぶん、個人保証はとれないが、個人資産を担保に提供することはOKになるのかなと思います。そうでないと、会社に資産がない場合は、本当に融資が受けられなくなると思うからです。

まだ試案作成中とのことですから、まだまだ先の話ですが。

裏面に金融庁よりの「中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針」を載せました。

おすすめ



「迷惑な進化」シャロン・モアレム、ジョナサン・プリンス共著、矢野真千子訳。軽妙な語り口で読者を引き込み、飽きさせません。小忙しい日々の生活にちょっと疲れていたら、気分転換にとてもよい本だと思います。お勧めです。

鶯の 笠落したる 椿かな (芭蕉)

